



公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により、（仮称）木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催しますので、長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）第26条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年(2006年)1月22日(日) 午後1時00分から午後3時00分まで
- (2) 場所 大桑村野尻地区館（木曽郡大桑村大字野尻1435-7）

2 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野県知事 田 中 康 夫

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

上松町長 田 上 正 男

長野県木曽郡上松町駅前通り2-13

南木曽町長 宮 川 正 光

長野県木曽郡南木曽町読書3668-1

大桑村長 長 岡 始

長野県木曽郡大桑村大字長野2778

3 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
(仮称)木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業

- (2) 種類
道路の新設

- (3) 規模

延長約22km

（うち、森林の区域等延長約18~14km）

4 対象事業実施区域

木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大桑村、岐阜県中津川市

5 関係地域の範囲

木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大桑村、岐阜県中津川市

6 意見の陳述

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公聴会において、日本語により、意見の理由を含めてこれを述べることができる。

7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、書面により、その旨を申し出ること。

(1) 申出期限

平成18年(2006年)1月10日(火)まで

なお、郵送する場合又はファクシミリにより電送する場合においては、平成18年(2006年)1月10日(火)までに到着しなければならない。

(2) 申出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県生活環境部環境自然保護課環境審査ユニット

ファクシミリ番号 026(235)7498

(3) 申出の書面の記載事項

ア 意見を述べようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、郵便番号及び電話番号

イ 公聴会の対象となる準備書の名称（「（仮称）木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業環境影響評価準備書」と記載するものとする。）

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

(参考) 公述の申出の書面の記載例

公述申出書
公聴会に出席して、(仮称)木曽川右岸道路(南部ルート)建設事業環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を述べたいので、申し出ます。
年月日
長野県知事 田中康夫 殿
〒-----住所-----
氏名-----
〔法人その他の団体にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 電話番号-----(- -)-----〕
意見の概要

8 公述人の選定等

知事は、公述の申出をした者の中から、公述人を選定し、公述の申出をした者にその旨を通知する。

9 その他

この公聴会についての問い合わせは、長野県生活環境部環境自然保護課環境審査ユニット(電話 026(235)7178)に行うこと。

環境自然保護課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 佐久ファーブル会

3 代表者の氏名

長岡 勝

4 主たる事務所の所在地

長野県佐久市下平尾2681番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民とともに、自然と環境の保全・保護、情報提供、教育に関する事業を行い、郷土、日本、地球の自然・環境の保全・保護に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アルプスAyuda

3 代表者の氏名

堺澤清人

4 主たる事務所の所在地

長野県駒ヶ根市赤穂5872番地

5 定款に記載された目的

この法人は、中央アルプス・南アルプスの自然環境の保全、整備事業を主に行い、そこを訪れる人々に対し自然環境に対する啓蒙、教育活動、並びに、自然環境活動の提供に関する事業を行い、人間と自然との融和を図り、この類まれな自然を後世に残すべく努める。特に、中学生の集団登山に関して、中学生が自然との付き合いを上手く出来るように支援し、又将来自然との付き合いを通じて、地球環境に配慮した社会人に育つよう援助に努める。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 笑顔
- 3 代表者の氏名
原 淳子
- 4 主たる事務所の所在地
木曽郡木曽町福島5223番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害を持った人、乳幼児及び地域住民が、楽しい時を過ごし、その人らしく暮らしていけるよう、家庭的な雰囲気の中で支援事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野県スクエアダンス協会
- 3 代表者の氏名
山崎一雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市青木島1丁目30番地15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県内及びその近隣住民に対して、スクエアダンスを広く普及振興させ、生涯スポーツ、レクレーション活動に関する事業を行い、心身の健全な発展と豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人

コミュニティシネマ松本CINEMAセレクト

- 3 代表者の氏名
宮崎善文
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡山形村5128番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対して、映画・映像文化を享受する機会を提供し、地域における豊かな映画環境を創造することを目指し、映画を通じた地域の活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 武術太極拳C・MIC
- 3 代表者の氏名
高木良江
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市大字安茂里3733番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く老若男女に対して、太極拳をはじめとする各種武術、気功、健康法の普及・発展と技術の向上に努め、指導と研修活動・事業を通じて、青少年の健全な育成及び地域住民の健康増進と社会的貢献を図ることに関する事業を行い、もって国際的な友好交流活動に寄与することを目的とします。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州松本アルプスの風
- 3 代表者の氏名
月岡通孝
- 4 主たる事務所の所在地
長野県松本市大字笛賀5860番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び事業者に対して、自然エネルギーを活用した循環型社会構築、地球温暖化防止につながる環境保全事業、また市民や事業者の意識の向上、積極的な環境行動を促すための啓発活動を行うことで、地域社会の利益に貢献することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸子プラツ

小県郡丸子町大字上丸子331-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭和建物(株)

長野市大字高田中村259-2

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
桜井 八郎		午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
桜井 八郎	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から	
2	午後11時30分まで	24時間

4 変更年月日

平成18年4月7日

5 届出年月日

平成17年12月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年12月19日から平成18年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者を次のとおり募集します。

平成17年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所	実施校
J W C A D (家具製図) 初級	10	平成18年1月10日～18日 7日間	1,700		
木工業創業のための管理業務 (帳簿整理と確定申告)	10	平成18年1月19日～24日 4日間	900	上松技術専門校	
「公差設計・公差解析」講座	20	平成18年3月13日、14日 2日間	3,200	工科短期大学校	

2 受講対象者

機械・電子系等の製造業に在職中の者。

3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓練名	受付期間	申込先
J W C A D (家具製図) 初級	平成17年12月26日まで	
木工業創業のための管理業務 (帳簿整理と確定申告)	平成17年12月26日まで	上松技術専門校 (0264-52-3330)
「公差設計・公差解析」講座	平成18年2月20日～3月3日	工科短期大学校 (0268-39-1111)

4 その他

- (1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。
- (2) 詳細は実施校に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人財育成課

公告

松本市、東筑摩郡波田町における県営和田西原地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年12月5日行いました。

平成17年12月19日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月19日

長野県北安曇地方事務所長 廣田功夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成17年度県営住宅受水槽清掃等業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽の清掃

(3) 履行期間

平成18年1月23日から平成18年3月3日まで

(4) 履行場所

大町市大字大町5734-2

県営住宅大町第2団地外2団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法

律第20号）第12条の2第1項第5号の事業登録を受けている者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大字大町1058-2

長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

電話番号 0261 (23) 6524 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月17日 午後2時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 4階 401号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年1月10日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課